

ご利用の流れ

1 ご相談・お問い合わせ

サービス内容や利用方法について説明させていただき、お子さんの様子や保護者様のご要望を聞かせていただきます

2 所属先への説明・同意

所属先へサービス利用の希望をお伝えいただき、事業所からサービスについて所属先へ説明させていただきます
※サービスの利用には所属先の同意が必要です

3 サービスの申請・契約

釧路市障がい福祉課にて、利用の申請を行います
支給決定された後に、事業所と契約を行います

4 個別の支援計画の作成

お子さんの様子、保護者様の要望、所属先の話をもとに「保育所等訪問支援計画」を作成し、保護者様、訪問先へ説明させていただきます

5 利用開始



保育所等訪問支援



お問い合わせ

釧路市児童発達支援センター

【住所】

釧路市住吉2丁目12-37

【電話番号】

44-3555・44-1033

(地域支援相談係)

保育所等訪問支援とは？

発達の遅れや特性のあるお子さんが、集団適応することを目的としたサービスです
専門知識を持った支援員が、所属園に訪問し、特性や環境に合わせて直接かかわったり、訪問先施設スタッフへの助言などを行います



訪問先

保育園・幼稚園・認定こども園など、
お子さんが所属している施設

頻度・期間

- ・月1~2回
- ・3か月~6か月目安
- ※状態に応じて延長が可能

利用料金

国が定める基準により、世帯所得に応じて負担額が決められています
3~5歳児は幼児教育・保育の無償化対象のため、利用料はかかりません

どんなときに利用するの？



わたしたちが支援します！

児童発達支援センターでは、お子さんの
困り感に応じて、専門職による
訪問支援をおこなっています

- **保育士**
主として訪問し、お子さんにかかわりながら集団適応への支援をします
- **臨床心理士**
発達全体の状態を確認し、お子さんの状態に合った支援方法を提案します
- **作業療法士**
手指の操作や、身体の動かし方についての支援方法を提案します
- **言語聴覚士**
言葉のコミュニケーションや、言語発達についての支援を行います

どんな支援をするの？

集団活動の場面を観察し、
お子さんが過ごしにくくなっている理由を推測して、直接働きかけるなど集団に参加しやすいよう支援します
(1時間程度)

直接支援



直接支援の後には、
訪問先施設のスタッフとお子さんの様子を話し合い、
かかわり方や環境調整について助言します
(30分程度)

間接支援



保護者様へ支援内容を報告します
必要に応じて、ご自宅を訪問し、困りごとに対する相談をお受けします

家庭連携



保育所等訪問支援では…

お子さんの状態に合わせて、支援方法や支援期間を確認します
気になることがありましたら、いつでもご相談ください